

第9章 金融商品の会計

「金融商品」とは？

* 個別の商品ではなく、金融資産、金融負債、デリバティブ取引に係る契約の総称

主な「金融資産」：

有価証券（株式、公社債）、貸付金等金銭債権

主な「金融負債」：

借入金、社債

デリバティブ取引：

金利・証券価格・為替レートなど（「原資産」という）の変動に応じて価値が変動するよう加工された金融派生商品（先物取引、オプション取引、スワップ取引等）

金融商品の会計の主な課題

- ① 金融商品をいつオンバランスし、いつオフバランスするか？（金融商品の発生と消滅の認識）
- ② 保有する金融商品をどのように評価するのか？ 原価のままか？ 時価（公正価値）に評価替えするのか？
- ③ 時価で評価替えした場合、簿価と時価の差額をどのように処理するのか？（評価差額の会計処理）
 - 損益直入法（＝連繋型時価会計） } 教科書
 - 繰延法（＝非連繋型時価会計） } pp.43～45参照
- ④ 金融商品を用いたリスク・ヘッジの効果を適切に表すにはどのような会計処理が必要か？（ヘッジ会計）
- ⑤ 持分証券と負債の性格を併せ持つ金融商品（＝複合金融商品）に特有の会計問題をどのように扱うのか？

講義で扱う範囲

②③④を扱う。

①は駒場の講義としては高度な内容なので省略（興味のある受講者は教科書を参照すること）

⑤は10-4「新株予約権付社債」、11-9「新株予約権」の項で扱う。

なお、来年度夏学期に本郷キャンパスで開講される「財務会計」（醍醐担当）で、＜ストック・オプションの会計問題＞を取り上げるが、その中で＜負債と資本の区分の問題＞という視点から複合金融商品の会計を取り上げる予定。

有価証券の評価基準と評価差額の会計処理

異なるアプローチ

① 保有目的別アプローチ

有価証券を保有目的に応じて分類し、各目的にかなった評価基準、評価差額を定める方法

② 包括的時価評価法

公正価値を把握できる有価証券には時価（公正価値）を一元的に適用する方法

* わが国は保有目的別アプローチを採用している。

* 国際会計基準は包括的時価評価法を目指しているが、多くの国で異論が強く、作業は難航している。

売買目的有価証券（1）

* 短期に頻繁に売買を繰り返し、差益を獲得する目的で保有する有価証券

* 連繋型時価会計

評価基準＝時価、評価差額＝損益直入

* 根拠

① 貨幣性資産説

随時換金できる貨幣性資産→ 正味回収可能額が価値を表す→ 回収可能額＝期末時価

② 実現可能基準説（教科書、pp.35～36参照）

活発に取引される市場がある有価証券の場合、評価益≒売却益 → 評価差額の損益直入

売買目的有価証券（2）

* 貨幣性資産説への批判

調達過程	運用過程	回収過程
（貨幣性資産）	（非貨幣性資産）	（貨幣性資産）
＜未投資の資金＞	＜運用中の資金＞	＜未回収の債権＞

保有中の有価証券は運用過程にあるから非貨幣資産。よって時価はなじまない。

* 想定される反論

上のような資本循環の図式は棚卸資産や固定資産に当てはまるが、有価証券の場合は、調達（取得）と同時に運用過程に入り、なおかつ、いつでも売却（回収）過程に入れるから、上の図式は当てはまらない。

売買目的有価証券 (3)

* 実現可能性基準説への批判

- ① 期末時点の時価で売り抜ける保証はない。
- ② 時価評価益は資金の裏付けがない。そうした紙上の利益 (paper profit) は分配不適状

* 想定される反論

- ① 時価が短期に変動するのは織り込み済み。売却のタイミングも投資の巧拙のうち。それでも期末の時価は回収可能額の最善の見積もり値 (best estimate)
- ② 期中の売却で換金された値上がり益も配当・納税の時点までに再投資され、分配敵的な資金ではなくなっているのが通例。利益と資産の個々の対応は不明

満期保有目的の債券 (1)

* 該当しない主な債券

- ・ 途中で株式に転換される可能性がある転換社債型新株予約権付社債
- ・ 満期の定めのない永久債
- ・ 発行体が強制償還権を持つコーラブル債

* 適用する会計基準 → 償却原価法

- ・ P/L上：券面額と取得原価の差額が金利の調整を意味する場合、当該差額を満期までの各期に一定の方法で費用または利益として配分する方法)
- ・ B/S上：每期損益へ配分したのと同額を当該債券の簿価に加算・減算する。

満期保有目的の債券 (2)

* 償却原価法の根拠 (p.200参照)

- ・ 満期まで保有するという意図を与件にすると、中途での価格変動 (差額) は関心事でない。
- ・ 投資目的は約定利息と金利調整差額 (後述) の獲得
- ・ この種の債券の資産としての価値は満期までに得られる元利キャッシュフローの割引現在価値、即ち、償却原価によって表わされる。

* 債券の発行価格による「金利調整」とは? (p.200参照)

- ・ 約定利子率 < 市場利子率の時 → 低金利分だけ割引
- ・ 約定利子率 < 市場利子率の時 → 高金利分だけ割増

満期保有目的の債券 (3)

償却原価法の具体的会計処理

- ・ 金利調整差額の配分：利息法と定額法
p.201の数値例で説明

償却原価法の適用条件

- ① 市場金利の動向等を理由に途中で満期保有目的を変更すること不可
- ② 仮に途中で売却した場合は、
 - (a) 残りの債券はすべて「売買目的有価証券」か「其他有価証券」に分類変更させる。
 - (b) それ以降2事業年度は取得した債券を満期保有目的に分類すること不可

満期保有目的の債券 (4)

償却原価法の強制適用は合理的か?

- ・ 市場金利の変動等を考慮して途中で売却したり、売却も視野に入れた長期保有に随時変更するのは債券投資の常態のはず。
- ・ 会計が企業の合理的な投資判断に介入し、保有目的の変更ペナルティを課すのは会計の任務 (事実の写像) からの逸脱ではないか?
- ・ 企業の合理的な投資行動を縛らなければ効力を維持できないような会計基準を設定したこと自体が間違いではないか?

満期保有目的の債券 (5)

代案 (担当教員の私見) = 償却原価・時価比較高価法

- ・ p.201, 203の数値例で説明
 - ・ 1年後、
 - (a) 市場利子率 > 約定利子率の場合
償却原価 > 時価となる → 保有継続 → 償却原価
 - (b) 市場利子率 < 約定利子率の場合
償却原価 < 時価となる → 売却 → 時価
- 償却原価・時価比較高価法の補強 (減損会計との共通性)
- { 償却原価 = 使用価値 } 比べて大きい方
{ 時価 = 正味売却可能額 } = 企業が選択するであろう投資行動と合致

関係会社株式

関係会社株式 = 子会社株式 + 関連会社株式

子会社株式：相手企業を支配する目的で保有する株式

関連会社株式：相手会社の財務、営業方針に重要な影響を及ぼすことを目的に保有する株式

会計基準

- ・個別決算上：原価法
- ・連結決算上：持分法

「持分法」とは？ → p.206の数値例で説明

原価法（投資先の関係会社が配当するまでは関係会社の業績を投資元の会社に反映させない）に内在する利益捜査の余地を排除する

その他有価証券

*以上のどの区分にも該当しない有価証券
長期投資目的、持合い株式など

*会計基準（=非連繋型時価会計）

・評価基準は時価

・評価差額は、

評価益の場合：純資産直入方式（純資産の部の「評価・換算差額」に直入）

評価損の場合：①純資産直入方式 } 選択
②損益直入方式 } 適用

金銭債権の評価／リスク・ヘッジの会計

金銭債権の評価（教科書で説明、pp.210～212）

元本回収見込み額法と現在価値法の比較

リスク・ヘッジの会計（教科書で説明、pp.212～217）

- ・ヘッジ対象とヘッジ手段
- ・繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計